原告らのプレゼンテーションを終わるにあたって

1　はじめに

本件訴訟の審理の過程で、２回計６時間にわたって実施された当事者によるプレゼンテーションは、本件訴訟の争点の所在と原被告双方の争点に関する主張の要点を明確にするうえで、極めて有意義なものであったということができます。

そのうえで、何よりも問題とすべきことは、いずれの争点に関しても鋭く対立する双方の主張の当否を判断するにあたって、どのような評価基準を用いるべきかということです。

そこで、原告らのプレゼンテーションのまとめとして、この点についての原告らの見解を要約しておくこととします。

2　評価基準を具体化するうえで前提とすべきこと

原告らは、評価基準を具体化するうえで、前提とすべき事実として、以下の点が重要だと考えています。

第１は、自然災害の発生予測に関して、地震学も火山学も発展途上だということです。この点は、地震や火山事象という自然現象を対象とすることに由来するものであり、避けがたい限界として、謙虚に、大前提として受け入れることが求められます。

そして、この点からは、以下の３つの重要な事実が導かれます。

その１は、地震学、火山学においては、多数説であるとか支配的な見解であるといったことが、評価基準としてはさほどの意味をなさないということです。

その２は、科学的であるべき審査基準に「不確かさ」とか「ばらつき」といったおよそ科学的とは言いかねる判断考慮要素が持ち込まれるということです。

この点を端的に示しているのが、各地の原発において、過去に基準地震動を上回る地震動を何度も経験しているという事実です。科学的に設定されたはずの基準地震動を超える地震動を何度も経験したという事実は、基準地震動の策定が、科学的には十分な正確性を有していないということを絶対的に示しているのであり、東日本大震災以後に設けられた「ばらつき条項」は、こうした事実を踏まえ

たうえで、震源モデルを保守的に設定することの重要性を明らかにしたものです

その３は、原子力発電所の安全性に関する国の審査基準として定められた「地震動審査ガイド」や「火山ガイド」が必ずしも科学的とは言えないとされているということです。この点からは、科学技術的な知見を前提としたうえでの司法的な判断基準の必要性が導かれます。

第２に前提とすべきことは、原発事故が発生した場合の被害の重大性と不可逆性です。

この点からは、見解が対立ないし並立している場合には、より保守的つまりより安全性を考慮した見解を重視すべきという評価基準が導かれます。

第３は、原子力発電所の「運用期間」は極めて長期に及ぶということです。

ここでの運用期間は、原則40年とされる運転期間ではなく、原子力発電所に核燃料が存在する期間のことです。MOX燃料を使用する伊方原発の場合には、その年月は数百年となる可能性があるということであり、本件訴訟においては、その期間内における安全性が問われるということです。この点は、火山事象に関して、特に重要だと思います。

３　地震動をめぐる主たる争点と判断基準

(1)規制基準としての「ばらつき条項」の意義について

ア　東日本大震災を経て新たに制定された「地震動審査ガイド」には、「経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであるから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある」と定められています。

このばらつき条項の意義について、大飯原発に関する大阪地裁令和２年１２月４日判決は、「実際に発生する地震の地震規模（地震モーメント）が経験式によって算出された平均値から乖離することが当然に想定されていることに照らし、基準地震動の策定にあたっては、経験式を用いて地震モーメントを設定する場合には、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向に乖離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのが相当」と判示し、

その具体的な方法として、標準偏差値を加味する方法のほか、「倍・半分」を加味する方法を挙げています。

イ　この点に関して、被告の前回のプレゼンテーションでは、ばらつき条項にしたがって、基本震源モデルの設定にあたって不確かさを考慮し、そのうえで、不確かさ考慮モデルを独立して設定し、応力降下量や破壊伝播速度を保守的に考慮していると説明がなされました。

しかしながら、原告らとしては、このような説明には到底納得がいきません

第１に、このばらつき条項は、東日本大震災後に新たに設けられたものであり、これに基づいて新たに基準地震動の策定がなされたのであれば、本件原発における基準地震動は、引き上げられたはずだということです。しかしながら本件原発の基準地震動は、東日本大震災以前から６５０ガルで変更ありません

この事実は、この点に関する被告の説明の「科学的装い」に関わらず、実際には、ばらつき条項にしたがった考慮がなされていないということを示しているように思われます。

第２に、前述の大阪地裁判決は、予測モデルにおいて、個々のパラメータにばらつき、不確かさを考慮するとして、活断層の長さ等を保守的に設定したうえで、更に地震規模を保守的に設定するということは何ら矛盾しないと指摘しているということです。つまり、個々のパラメータに不確かさを考慮しただけでは、ばらつき条項を満たしたとは言えないということであり、被告の主張は大阪地裁が求めるばらつき条項の具体的な適用例とは、大きく相違していると言わざるを得ません。

第３は、被告の説明によっては、震源モデルの設定において、具体的にどのような不確かさの考慮が加味され、結果として、経験式からどのような加算がなされたのかということが数量的に明らかにされていないということです。

(2)地質境界としての中央構造線の評価について

ア　佐田岬半島北岸部に存在する中央構造線が活断層であるのかどうかということは、本件における最も主要な争点です。

この点が伊方原発の安全性に関する争点としてクローズアップされたのは、

令和２年１月Ｉ７日の広島高裁決定がこの点を取りあげたからです。

ご承知の通り、同決定は、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価（第２版）をその根拠として、調査が未了であるとしました。

この点に関して、愛媛大学の小松正幸名誉教授は、別府湾から伊予灘に続く深い溝をハーフグラーベンであり、中央構造線が、伊方原発の敷地を含む佐田岬半島北岸の直近を走っている可能性があるとの見解を明らかにし、佐田岬半島北岸の地下構造について、最高・最新の技術を用いた特に慎重な調査・検討が必要だと述べています。

こうした小松名誉教授の主張に基づいて、原告らは、三次元地下構造調査の必要性を主張しているのです。

イ　これに対しての被告の反論は、一言で言えば、多くの研究者が、これは地質境界であり、活断層ではないと述べているというものです。その多くの研究者の見解が正しく、長期評価や小松名誉教授の見解が誤っていると主張する科学的な根拠は、具体的には何ら示されていません。

ウ　前述の広島高裁決定は、このような形で、研究者間において見解の相違があり、いずれも相当の根拠をもっていると認められる場合の判断基準として、より保守的であるかどうかという観点を明確にしました。

原告らが、本件訴訟において何よりも重視するのは、この点です。原発の安全性を、科学的専門技術的な知見を踏まえたうえで法的観点から判断するとすれば、こうした判断基準によるしかないはずだと原告らは考えます。

4　火山事象をめぐる主たる争点と評価基準

(1)　巨大噴火の発生可能性と社会通念論

阿蘇４噴火に関する争点に関しては、先ほどのプレゼンテーションで余すところなく明らかにしましたので繰り返すことは致しませんが、私たちが前提として受け入れざるをえないのは、少なくとも１００年間以上となる伊方原発の運用期間内において、阿蘇５噴火の発生する可能性は否定できないということであり、中長期的にその発生を予測することは出来ないということです。

これまでの裁判例では、阿蘇４噴火のような破局的火砕流が発生した場合に

関しては、社会通念として、これを許容しているとの判断が繰り返されてきました。私たちは、こうした社会通念論を判断基準とすることは、想定すべき状況設定を誤るものであり、司法の責務を放棄するものだと考えています。

その理由は、主として、以下の２点にあります。

第１は、巨大噴火の発生は、短期的には予測可能であり、住民は避難することによって破滅的火砕流から命を守ることは可能だということです。しかしながら、原発の運転を停止し、核燃料物質を敷地外にすべて運び出すには少なくとも数年間は要するとされているのです。破滅的火砕流の到達可能範囲に原発が存在するという事実が、その範囲内で生活する住民にとって、原発の存在しない地域に暮らす住民との対比において、どれほど甚大な相違をもたらすのか容易に理解できるところであり、社会通念論は、状況設定を全く誤っているのです。

第２は、人のいのちや健康というかけがいのない価値（保護法益）の侵害が問われている場合において、社会の多数の意思を判断根拠とする社会通念を用いることは許されないということです。ハンセン病隔離政策は、多くの国民によって支持され続け、結果としてハンセン病の病歴者に取り返しのつかない被害をもたらしました。その意味において、このような価値の侵害が問題となる領域において、司法的判断基準として社会通念は、決して用いてはならないものです。

(2) 火山灰による影響評価において求められる科学性

前回行われた被告によるプレゼンテーションに関して、私たちが最も注目したのは、火山灰の影響評価に関する部分でした。被告は、火山灰（降下火砕物）について、「文献調査・地質調査・火山灰シミュレーション（九重第一軽石）を踏まえ、設計層厚を保守的に１５㎝に設定した」と説明しました

私たちが驚いたのは、前述の広島高裁決定において、この九重第一軽石を想定しての設計層厚の設定の誤りを指摘されていながら、この点に関する説明が一切なされなかったことです。高裁決定は、ご承知の通り、阿蘇４噴火に準じる噴出量数十㎦の噴火規模を想定すべきであると判示し、１５㎝では、

こうした噴火による火山灰に対応できないとしました。

同決定は、異議審で取り消されましたが、取り消された理由は、この点に関するものではありません。被告が、同決定に真摯に向き合うのであれば、

① 想定すべき噴火規模がどうして九重第一軽石になるのか

② 保守的に設定したという１５㎝が、どういう根拠に基づいてなされたものであり、広島高裁決定のいう規模の噴火においても対応できるという根拠

を明らかにすべきではないでしょうか。

九重第一軽石で足りるとする被告の主張は、過去の噴火のうち、最大のものが想定対象から外れるのであれば、想定すべきは、過去の噴火の内、これに次ぐものだと単純に考えたというものにすぎず、想定すべき自然災害の規模に関する科学的な合理性を全く欠くものというほかはありません。

以　上